火 災 概 況 月 報　（令和8年9月分）

令和8年度全国統一防火標語　『 火の確認　いい日を支える　いい習慣』

火 災 概 況 通 信　10月号　令和8年10月30日
編集・発行　岐阜県消防課　TEL　058－272－1123

	区　分	火災件数（件）						焼損面積			火災損害額（千円）	焼損棟数（棟）	り災世帯数（世帯）	り災人員（人）
		計	建物		林野	車両	その他	建物焼損床面積（㎡）	建物焼損表面積（㎡）	林野焼損面積（a）				
			住宅(併用共同含)	その他										
合計	前月累計	574	161	114	12	55	232	18,235	1,117	140	895,947	341	205	475
	本月計	29	8	11	1	5	4	273	16	0	98,606	15	7	14
	累計	603	169	125	13	60	236	18,508	1,133	140	994,553	356	212	489
	前年累計比較	34	17	14	△ 2	△ 1	6	3,519	△ 194	67	△ 63,825	△ 40	△ 6	9
前年	同月分	60	16	12	3	6	23	1,303	162	15	59,208	43	23	40
	累計分	569	152	111	15	61	230	14,989	1,327	73	1,058,378	396	218	480

	区　分	死傷者数		出火原因（件）											
		死者（人）	負傷者（人）	計	たばこ	こんろ	火遊び	たき火	放火	放火の疑い	ストーブ	火入れ	電灯・電話等配線	その他	不明調査中
合計	前月累計	19	85	574	29	22	6	79	17	12	10	39	22	224	114
	本月計	4	3	29	0	2	0	0	0	0	1	1	0	11	14
	累計	23	88	603	29	24	6	79	17	12	11	40	22	235	128
	前年累計比較	1	16	34	△ 1	△ 14	3	△ 5	△ 2	△ 14	△ 5	△ 4	△ 1	31	46
前年	同月分	2	10	60	2	3	0	8	4	2	1	5	3	24	8
	累計分	22	72	569	30	38	3	84	19	26	16	44	23	204	82

※数字は速報値ですので、今後変わる場合があります。

1　9月の総出火件数は29件で、前年同月に比べ31件減少（51．7%減）しました。
・建物火災は19件（9件減）、林野火災1件（2件減）、車両火災は5件（1件減）、その他火災は4件（19件減）となっています。
・建物火災は全火災の65．5%でした。

2　9月の火災による死者は4人で前年同月に比べ2人増加し、負傷者は3人で前年同月に比べ7人減少しました。

3　出火原因の第1位は「こんろ」で2件でした。



★　秋の全国火災予防運動が始まります

11月9日から11月15日まで、秋の全国火災予防運動が実施されます。
秋は空気が乾燥していることに加え、暖房機器を使用し始めたりすることなどから、火災が発生しやすい季節といえます。
燃えやすいものの近くで暖房機器を使用していないか、コンロを使用中に目を離したりしていないかなど、改めて確認してみてください。
また、この機会に住宅用火災警報器の設置や点検の実施を行いましょう！

◆重点推進項目

（1）地震火災対策の推進
（2）住宅防火対策の推進
（3）林野火災予防対策の推進

◆推進項目

（1）防火対象物等における防火安全対策の徹底
（2）製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
（3）多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
（4）乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
（5）放火火災防止対策の推進

◆住宅防火 いのちを守る10のポイントー4つの習慣・6つの対策ー

4つの習慣
1. 寝たばこは絶対にしない、させない
2. ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
3. こんろを使うときはときは火のそばを離れない
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

6つの対策
1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

★　2026年度　全国統一防火標語

火の確認　いい日を支える　いい習慣



★　住宅用火災警報器を設置しましょう！！

■　岐阜県内令和8年6月時点の設置率は83．6%！

消防法の改正により、県内では平成23年5月31日までの設置が義務化された、住宅用火災警報器の設置率（令和8年6月時点）が6月に公表されました。
全国における住宅用火災警報器の設置率は85．5%、岐阜県における設置率は83．6%となっており、前回の82．0%から1．6%の増加となります。
47都道府県中、岐阜県の設置率は26番目となります。

〇設置義務のある場所
寝室と寝室がある階の階段上部（寝室が2階以上の場合）

・定期的な点検（年2回以上）と交換（10年を目安）を！

	設置率 R8.6	参考(前回) R7.6	増減	条例適合率 R8.6
全国	85.5%	84.9%	0.6	66.8%
岐阜県	83.6%	82.0%	1.6	63.6%

設置率：設置義務のある場所の一部分でも設置している住宅を含めた割合
条例適合率：設置義務のある場所すべてに

あなたや家族の大切な命を守るために、一日も早い住宅用火災警報器の設置をお願いします。